

京都市告示第511号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和7年11月28日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂畔勝町、上賀茂桜井町、上賀茂中ノ坂町、上賀茂六段田町、上賀茂石計町、上賀茂土門町、大宮開町、大宮北箱ノ井町、大宮東小野堀町、西賀茂上庄田町、西賀茂井ノ口町、西賀茂丸川町及び大宮西山ノ前町の各一部

京都市左京区北白川地蔵谷町、北白川山ノ元町、上高野仲町、松ヶ崎六ノ坪町、静市市原町、八瀬近衛町、岩倉南河原町、岩倉下在地町、岩倉南木野町、岩倉花園町、岩倉幡枝町、岩倉中町、岩倉三宅町、岩倉東宮田町、岩倉北平岡町、岩倉南平岡町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町、西野岸ノ下町、西野今屋敷町、西野八幡田町、四ノ宮奈良野町、音羽役出町、音羽西林、勧修寺西栗栖野町、勧修寺東金ヶ崎町、勧修寺東堂田町、西野山中臣町、西野山射庭ノ上町及び西野山百々町の各一部

京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町、吉祥院三ノ宮町、吉祥院長田町、吉祥院蒔絵町、吉祥院蒔絵南町、吉祥院嶋高町、吉祥院嶋樫山町、上鳥羽南岩ノ本町、上鳥羽西浦町、久世殿城町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦八反田町、太秦皆正寺町、常盤草木町、嵯峨野芝野町、嵯峨野北野町、西京極下沢町、嵯峨広沢南下馬野町、北嵯峨山王町及び北嵯峨北ノ段町の各一部

京都市西京区桂畑ヶ田町、桂上野西町、桂上野南町、桂北滝川町、下津林北浦町、下津林番条町、牛ヶ瀬林ノ本町、牛ヶ瀬西柿町、御陵荒木町、松室吾田神町、嵐山薬師下町、大枝沓掛町、大枝塚原町、大枝中山町及び大原野上里南ノ町の各一部

京都市伏見区向島吹田河原町、向島津田町、桃山町大島、醍醐西大路町、深草大龜谷東寺町、深草大龜谷大山町、深草大龜谷東久宝寺町、深草坊町、竹田向代町、竹田淨善

提院町、横大路朱雀、横大路天王前、横大路鍔ノ本、横大路菅本、横大路一本木、横大路六反畠、横大路北ノ口町、横大路神宮寺、横大路下三栖宮ノ後、久我石原町、久我本町、久我御旅町、久我森の宮町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師古川町、羽束師志水町、淀樋爪町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)